八木駅西地区地区計画

| 名称 | | 称 | 八木駅西地区地区計画 |
|-----------------|-------------|-------------------|--|
| 位置 | | , | 南丹市八木町八木の一部 |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 面 積 地区計画の目標 | | 約 10.5 ha 本地区は、JR八木駅に隣接し、京都縦貫自動車道八木東インターチェンジ、国道9号にも近接するなど、恵まれた交通条件を有している。 こうした環境を活かし、南丹市八木町の玄関口として、駅周辺のまちづくりと一体となった健全でにぎわいのある良好な市街地形成の誘導を図ることを目標とする。 |
| | 土地利用の方針 | | 専用住宅、共同住宅のほか一定規模の商業施設や利便施設、事務所等、更には地域の中 核医療施設の立地を想定した、良好で健全な都市環境を有する土地利用の増進を図る。 |
| | 地区施設の整備方針 | | 土地区画整理事業により整備された道路、公園・緑地等についてはこれを保全し、周辺 部との調和のとれた都市形成を図る。 |
| | 建築物等の整備方針 | | 地区計画の目標及び土地利用の方針にふさわしい良好な地区環境と都市景観の保全・形成が図れるよう、建築物等に関する制限を次のように定める。 |
| | | | 1 医療施設と調和した住宅市街地としての環境の保全と、一定の商業・業務機能の増進が図られるよう、「建築物等の用途制限」を定める。2 敷地の細分化を防止し、良好な住環境の保全・形成を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。3 ゆとりのある街並みの形成が図られるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制 限 | 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)畜舎 (2)火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理に供する施設(自己の使用のための貯蔵 施設等を除く。) |
| | | 建築物の敷地面積の 最低限度 | 150 ㎡ ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令(以下「政令」という。)第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 (2)本地区計画の告示日において現に建築物の敷地として使用されている土地で、適合しないもの (3)土地区画整理事業により仮換地指定を受けた土地又は換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 壁面の位置の制限 | 1 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線(道路の隅切部分を除く。)及び隣地境界線までの距離の最低限度は1mとする。 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の附属建築物(2)前項に規定する敷地境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁等の中心線の長さの合計が4m以下である建築物 (3) 門、へい、かき又はさく (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 |
| | | 建築物等の形態 又は意匠の制限 | 建築物等(カーポート、門、へい、かき、さくを含む)の外壁やその他の戸外から望見される部分は、周囲の都市景観に配慮したデザインとする。 |



